

主催：NPO 法人食品安全グローバルネットワーク

第12回：一元化された食品表示

食品に関する表示制度は、食品食衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律で定められていますので、1つの食品に対する表示ルールが複数の法律とその下位の法令に分かれて規定されており、複雑で分りにくいものとなっています。これらの法律における食品に関する表示の規定を統合して、食品に関する表示について包括的で一元的な制度を創設するための食品表示法案が、閣議決定され国会で審議されています。今国会会期中に可決成立するものと思われる。その後、食品表示基準が策定され、猶予期間を設けた上で施行されます。

さらに、原料・原産地表示の拡大、食品添加物表示の見直し、栄養成分表示の義務化などの個別具体的な課題についての制度改正も行なわれ、食品表示制度が一新されます。

2013年7月20日(土)午後1時30分～4時30分

島根ビル 9階 会議室 〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目13-18

(国道1号線 西天満東交差点南西角から西に2軒目のビル、最寄りの地下鉄:南森町)

13:30～13:40 **挨拶**

伊藤譽志男(NPO 法人食品安全グローバルネットワーク会長)

財団法人日本食品分析センター学術顧問

元厚生省国立医薬品食品衛生研究所食品部長、元武庫川女子大学薬学部教授

13:40～14:50 **食品表示法:各条解説**

中村幹雄(同 NPO 事務局長、鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授)

元消費者庁食品表示検討会委員、元厚生労働省食品添加物公定書検討会委員

14:50～15:00 休憩

15:00～16:00 講演と質疑応答

一元化された食品表示法:期待と課題、他

植田 勝博(弁護士、「消費者法ニュース」発行責任者)

16:00～16:30 情報交換会 (名刺交換等のささやかな交流会) *参加は任意です。

参加費：会員；3,000円、非会員；5,000円 定員：30名(先着順)

連絡先：特定非営利活動法人 食品安全グローバルネットワーク(大阪府指令府活第2-271号)

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目13-18 島根ビル5階

TEL：06-6311-1494 FAX：06-6311-1484 E-mail：mikiyo-nakamura@river.ocn.ne.jp